

【資料第8】構造改革特別区域

構造改革特区推進のための基本方針（抜粋）

1．構造改革特区の目的

地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、当該地域において地域が自発性を持って構造改革を進めるために、構造改革特区を導入する。

2．構造改革特区推進のための取組みの方針

(1) 地方公共団体や民間の「知恵と工夫の競争による活性化」

国があらかじめモデルを示す制度から、地方公共団体や民間事業者等が...規制改革を通じた構造改革を立案し、自立した地方がお互いに競争していく中で経済社会の活力を引き出していけるような制度へと、発想の転換を図る。そのために、「規制は全国一律でなければならない」という考え方から、地域の特性に応じた規制を認めるという考え方に転換を図る。

(2) 「自助と自立の精神」の尊重

個別の規制に特例措置を設けることによって、構造改革特区内外において発生する可能性がある弊害を防止するための措置が必要となる場合には、...地方公共団体が主体的に対応する...

また、地域の「自助と自立の精神」を生かすため、...従来型の財政措置を講じない。

(3) 可能な限り幅広い規制を対象

可能な限り幅広い規制を対象とする。

地域の特性を踏まえて特例措置を設けることが可能な規制については、あらかじめ幅広くリストとして明示しておき、地方公共団体が...、それらの中から選択できるようにする。さらに、このリストについては、...規制の特例措置を新たに追加できるようにする。

(4) 内閣における手続き、決定プロセスの一元化

申請の受付やどの地域を構造改革特区にするのかについての判断は内閣において一元的に行うものとする。

(5) 特例措置の評価の実施

規制の特例措置については一定の期間後に評価を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

規制の所管省庁が弊害を立証できない限り、規制の特例措置の全国展開を図る

【事例】「先端医療産業特区」：神戸医療産業都市構想

神戸市では、医療関連産業を新しい神戸の顔にすべく、大学・研究機関や経済界が一体となり、同構想を推進。既に先端医療センター等の拠点が整備され、50社を超える企業が進出し、研究開発を実施。構想の中心地である神戸ポートアイランドや神戸大学を対象に「先端医療産業特区」の認定を受けたことで、外国人研究者の在留期間が延長され、高度先進医療等が実施しやすくなっている。今後も世界的な研究者に神戸に集め、研究の成果を再生医療等の新しい医療技術や医薬品、医療機器として世に出し、医療関連のベンチャーが大きく育っていける環境を整備し、この構想を加速させるとしている。